

第Ⅲ章 給水装置工事の施工

1 施工

1. 1 施工一般

1 工事の施工

- (1) 給水装置工事は、定められた設計に基づき正確、かつ、丁寧に施工し、工事完成後は直ちに管理者の検査を受けなければならない。
- (2) 施工に当たっては、関係法令を順守するとともに常に工事の安全に留意し、適切な現場管理を行い、事故防止に努めること。

2 関係官公署への手続き

- (1) 道路を掘削、占用する場合は、道路管理者に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にを行いその許可を得ること。
- (2) 道路を使用する場合は、所轄警察署長に対し、工事着手前に所定の手続きを迅速、かつ、確実にを行いその許可を得ること。

3 事前協議

- (1) 施工に当たっては、他の埋設物（下水道管、農業用水管、ガス管、電気ケーブル、電話ケーブル等）に関し、十分な調査を行うこと。
- (2) 調査により、埋設物がある場合は、速やかに当該埋設物の管理者と協議を行い、必要に応じ立会いを求めること。
- (3) 工事施工中に、不明確な埋設物が発見された場合は、速やかに当該埋設物管理者を確認の上十分協議し、その指示に従うこと。

4 保安施設の設置

- (1) 給水装置工事の施工により、交通の妨害となるような行為、その他公衆に迷惑を及ぼすような行為がないよう、交通及び保安上十分な措置を講じること。
- (2) 道路管理者及び所轄警察署長の指示及び条件を順守し、十分注意して施工すること。
- (3) 交通止め又は交通制限を要するときは、道路管理者及び所轄警察署長等の指示により、必要な箇所に指定の表示をするとともに、防止柵及び注意灯等を設置し、万全を期すこと。
- (4) 車両及び歩行者の安全で円滑な通行を図るため、必要、かつ、十分な施設を設けるとともに、必要に応じ保安要員及び習熟した交通整理員を配備すること。
- (5) 保安施設の設置方法は、山梨県道路工事交通保安施設設置基準を参考として、所轄警察署長と十分協議すること。

5 事故対策

- (1) 工事施工中は、事故防止に万全を期すとともに、万一事故が発生した場合を想

定し、常に万全の措置が講じられるよう準備すること。

(2) 事故発生その他の緊急時に備え、人員召集方法及び関係連絡先との連絡方法を十分確認しておくこと。

(3) 万一事故が発生した場合は、迅速、かつ、適切な処理を講じ、直ちに所轄警察署長、道路管理者等に通報するとともに、管理者に連絡し、その指示に従うこと。

また、事故の原因、現在までの経過、被害の内容等を究明し、類似の事故が再び発生しないよう遅滞なく処理すること。